

令和6年度【邑南町医療福祉従事者確保奨学金】の申請について

1. 目的

邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成するため

2. 対象者

次の①～③のすべてにあてはまる方です。

- ① ご本人またはその保護者が邑南町内に住所を有していること。
- ② ご本人が大学・大学院で、医学・歯学・薬学を履修する課程に在学し、医師・歯科医師・薬剤師免許取得見込みであること。もしくは、大学・短大・高等専門学校において、医療又は福祉技術を履修する課程に在学し、別途定める医療福祉資格（裏面の＜別表＞参照）を取得見込みであること。
- ③ ②に定める免許又は資格を有した後、町内医療施設又は福祉施設で免許・資格を活かした業務に従事する意思があること。

3. 貸与額

区分		貸与月額
短期大学、高等専門学校及び専修学校（医療又は福祉技術を履修する課程）	国公立	50,000 円
	私立	60,000 円
大学（医療又は福祉技術を履修する課程）	国公立	60,000 円
	私立	80,000 円
大学（医師、歯科医師又は薬剤師資格を取得するための専門知識及び技術を履修する課程）、大学院（医学、歯学又は薬学の高度な専門知識及び技術を履修する課程）	国公立	150,000 円
	私立	200,000 円

4. 貸与条件

- ・ 貸与は無利子です。奨学生に認定された後、別世帯の連帯保証人（町内在住・20歳以上・自分で生計を維持している・町税の滞納がない）が1名必要です。
- ・ 貸与は2ヶ月に一度、基本的にご本人の口座へ振込みます。
- ・ 償還は、在学卒業から3年経過後に開始し、貸与年数の2倍の年数が償還期間となります。
- ・ 猶予は、①免許・資格を取得し、邑南町に居住し、町内の医療・福祉施設で免許・資格を活かした業務に従事しているとき。
②医療福祉資格を取得し、邑南町に居住しているとき。
③医師の臨床研修期間中やその他必要と認められるとき。
- ・ 免除は、上記①の期間が在学卒業後3年経過した以降貸与期間以上になったとき（医師は正規の修学年限の3倍の範囲内において貸与期間以上になったとき）償還が全額免除されます。また、②の場合は、在学卒業後3年経過した以降4年以上経過したとき償還が一部免除されます。

5. 応募方法 <募集は5月1日（水）から開始します>

下記の①～④の必要書類を、令和6年6月7日（金）までに邑南町役場医療福祉政策課へ提出してください。

- ①. 邑南町医療福祉従事者確保奨学金貸与願書（様式第1号）
- ②. 申請者の在学証明書
- ③. 申請者及び保護者の住民票（本籍表示不要）
- ④. 小論文（直筆） 原稿用紙2枚（800字）程度
(テーマ:「邑南町の医療福祉に携わって、私がやりたい事」)

6. 申請後の流れ

- ・ 締め切り後、奨学生審査委員会を経て、7月上旬に本人宛に審査結果通知書を送付します。
- ・ 認定された方には併せて必要書類提出及び制度説明会のご案内をいたします。
※認定の可否に関わらず、今回ご提出いただいた書類はお返しいたしません。
- ・ 初年度（今回）に限り、7月末に4～7月分をまとめて貸与します。

〔お問い合わせ・提出先〕

〒696-0192 邑南町矢上 6000 番地

邑南町役場 医療福祉政策課

TEL : 0855-95-1175 FAX : 0855-95-0268

IP : 050-5207-3008

<別表>

区分	国家免許又は資格
医師等	<input type="checkbox"/> 医師免許 <input type="checkbox"/> 歯科医師免許 <input type="checkbox"/> 薬剤師免許
福祉・医療関係	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 看護師

<併願について>

- ・【**邑南町医療福祉従事者確保奨学金**】は、教育委員会が行う【**邑南町奨学金**】と併願することができます。その際は、願書の「⑨他の奨学金借用の有無」の欄にその旨を記載する必要があります。
- ・上記 2 つの奨学金制度のどちらにも認定された場合、併用することができませんので、後日一方の辞退届の提出が必要です。